

<岐阜県職員服務規程より>

**第七條之三** 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第四号)第二条の規定により、職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、別に定める職務専念義務免除申請書に免除を必要とすることを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和二十七年岐阜県人事委員会規則第三号。以下「職專規則」という。)第二条第六号に該当する場合その他知事が特に認める場合は、この限りでない。

2 職員は、職專規則第二条第六号から第九号までの規定に該当し、職務に専念する義務の免除の承認を受けた場合において、承認を受けた業務に従事するため本来の職務を離れるときは、その都度、職務専念義務免除届(別記様式第六号)を所属長に提出しなければならない。